

参政党の創る新日本国憲法のポイント整理を進めています。構想案は前文に始まり、1章から7章まであります。その内、前文と1章・2章まで作業を進めました。ご興味のある方は、ぜひ参政党のWebサイトから、[原文をご参照ください。](#)

Class	Point	Contents	
前文			
日本の歴史	日本は調和のとれた社会を築いてきた	日本は、稲穂が実る豊かな国土に、八百万の神と祖先を祀り、自然の摂理を尊重して命あるものの尊厳を認め、徳を積み、文武を養い、心をつにして伝統文化を継承し、産業を発展させ、調和のとれた社会を築いてきた。	
日本の國體	天皇は国民を本とする公権力のあるべき道を示す	天皇は、いにしえより国をしらすこと悠久であり、国民を慈しみ、その安寧と幸せを祈り、国民もまた天皇を敏慕し、国全体が家族のように助け合って暮らす。公権力のあるべき道を示し、国民を本とする政治の姿を不文の憲法秩序とする。これが今も続く日本の國體である。	
憲法の使命	本憲法により国民の生活と権利を守り強化をする	国民の生活は、社会の公益が確保されることによって成り立つものであり、心身の教育、食糧の自給、国内産業の育成、国土と環境の保全など、本憲法によって権利の基盤としての公益を守り、強化する。	
	本憲法により先人の意思を受け継ぎ、我が国及び各国の恒久の平和に貢献する	また我が国は、幾多の困難を乗り越え、世界に先駆けて人種の平等を訴えた国家として、先人の意思を受け継ぎ、本憲法によって総合的な国のまもりに力を尽くし、国の自立につとめる。あわせて、各国の歴史や文化を尊重して共存共栄を実現し、恒久の平和に貢献する。	
	この憲法により、日本国民は世界に真の調和をもたらす宣言をする	日本国民は、千代に八千代に繁栄を達成し、世界に真の調和をもたらすことを宣言し、この憲法を制定する。	
第一章 天皇		第一条 日本は、天皇のしらす (2) 君民一体 (3) の国家である。	
	男系男子の皇嗣が継承し、国の伝統の祭祀を主宰する。	2 天皇は、国の伝統の祭祀を主宰(4)し、国民を統合する。	
		3 天皇は、国民の幸せを祈る神聖な存在 (5) として侵してはならない。	
		(皇位継承)	
		第二条 皇位は、三種の神器をもって、男系男子の皇嗣が継承する。	

		2 皇位の安定継承のため、皇室は、その総意として皇室典範を定める。	
		3 皇族と宮家は、国が責任をもってその存続を確保しなければならない。	
		(天皇の権限)	
		第三条天皇は、全国民のために、詔勅 (6)を発する。	
	天皇は、国民の幸せを祈る神聖な存在であり、元首として国を代表する	2 天皇は、元首として国を代表し、内閣の責任において、以下の事項を裁可 (7) することができる。ただし、同じ事項につき内閣から重ねて奏請があったときは、これを裁可する。	
			3
		一 内閣総理大臣、国务大臣、国会の議長及び最高裁判所長官の任命	
		二憲法、法律、政令及び条約の公布	
		三国会の召集、衆議院の解散及び国政選挙の公示	
		四条約の批准、外交使節に対する全権委任、国賓の迎接	
		五大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の認証並びに栄典の授与	
		六 その他国政に関し重要なものとして法律で定めた事項	
		摂政(8)は、皇族に限り、皇室典範に基づき権限を行使する。	
第二章 国家		(国)	
		3 2	
	国は、主権を有し、独立して自ら決定する権限を有する。	第四条国は、主権を有し、独立して自ら決定する権限を有する。	
		暦(9)及び元号は、天皇がこれを定める。	
		国号は日本、国語は日本語、国歌は君が代、国旗は日章旗である。	
		4 公文書は、必ず元号及び国語を用い、国民が理解し	
		易い文章 (10) で記さなければならない。	

		3	
		(国民)	
	国民の要件は、父または母が日本人であり、日本語を母国語とし、日本を大切にすることを心 (1) を有することを基準とする。	第五条 国民の要件は、父または母が日本人であり、日	
	国民は、子孫のために日本をまもる義務 (121) を負う。	本語を母国語とし、日本を大切にすることを心 (1) を有することを基準として、法律で定める。	
		2 国民は、子孫のために日本をまもる義務 (121) を負う。	
		(公共の利益)	
	国は公益（国民の権理及び公共の利益）を国政において常に維持し、擁護する義務を負う。	第六条 国は、この憲法に定める国民の権理(15)及び公	
		共の利益(以下「公益」という。)を国政において常に維持し、擁護する義務 (14)を負う。	
	公益は国民生活の基盤確保及び国のまもりを目的として規定される。	2 前項の公益は、次の二章及びこの憲法全体を通じ、国民生活の基盤確保及び国のまもりを目的として規	
		定される。	
		公務員は、専ら公益の維持及び増進に従事する責務を負う。	
		4 個人や団体の利益は、健康や安全、環境や文化等、	
		将来の世代にわたって必要な公益のもとに得られることに留意し、その追求は、公益に配慮して行うことを要する (15)。	
	(続く)		